明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（国土交通一）　一

〔告　示〕

○銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部を改正する件（金融庁一）　二

○金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令第五条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件の一部を改正する件（同二）

○金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令第三十九条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件の一部を改正する件（同三）

○担保付社債信託法施行令第五条第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する信託会社を定める件の一部を改正する件（同四）　三

○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（国土交通一）

〔官庁報告〕

法　務

司法修習生の修習を終えた者（最高裁判所）　一四七

国家試験

令和四年度ＩＴパスポート試験合格者（経済産業省）　一四九

〔公　告〕

諸事項

裁判所

破産関係　一五九

特殊法人等

日本弁護士連合会懲戒処分関係　一六三

地方公共団体

行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　一六六

会社その他

会社決算公告

省令

○国土交通省令第一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条第一項（同法第九十九条において準用する場合を含む。）、第七十五条の三第一項及び第八項、第七十五条の四第一項、第七十六条並びに第百四条並びに道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）第三条第二項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年一月四日　国土交通大臣　斉藤　鉄夫